

部会の進め方について

平成26年5月16日
熊本市健康福祉子ども局
障がい保健福祉課

各部会の活動状況について

	くらし部会	子ども部会	就労部会	相談支援部会	精神障がい者 地域移行支援部会
開催状況	毎月第1火曜(年12回)	毎月第4水曜(年12回)	毎月第1木曜(年12回)	毎月第3水曜(年12回)	毎月第2水曜(年11回)
構成 メンバー	相談支援事業所 13 就労系サービス事業所 3 家族会 3 市ケアマネ 1 ヘルパー事業所 1	相談支援事業所 6 児童支援施設関係 3 市ケアマネ 1 家族会 2	相談支援事業所 6 就労移行支援事業所 11 就労継続支援A型 15 就労継続支援B型 10 支援学校 5 市ケアマネ 1 職業紹介・相談機関 3 専門相談機関 2 家族会 2 その他(企業、医療機関等) 6	相談支援事業所 (指定一般・ 特定・障害児 含む) 25	相談支援事業所 9 医療関係者 18 社会福祉法人 1 生活訓練事業所 1
H25年度 の主な 取り組み 協議内容	障がいのある方の生活に関する支援について協議 ・当事者交流会の企画検討、開催 ・困難事例の検討 ・GH・CHの情報共有	障がいのある児童の支援について協議 ・障がい児保育について ・障がい者サポート制度について ・計画相談について ・困難事例検討	障がいのある方の就労支援について協議 ・就労支援研修会等の開催 ・就労支援ガイドブックの更新 ・障がい者雇用に関する冊子の作成 ・就労継続支援A型・B型事業所の課題やニーズの抽出を行うためのアンケートの実施 ・就労継続支援A型事業所を対象とした研修会を開催	障がい者(児)に関する課題を整理し、解決に向けての協議 ・相談支援体制について(計画相談にすること等)	精神障がい者の地域移行・定着支援について協議 ・各種制度に関する説明・意見交換 ・講師を招いての研修 ・事例検討 ・普及啓発グループ、ピアサポート活用グループに別れ、各種課題に関する検討

H26年度以降の基本的方向(案)

①「難病」「発達障害」等制度の谷間にある方に対する課題等についても各部会で取り扱うこととする
(例)専門家による研修、課題整理、取組み検討、……

②運用面での効率化・弾力化

※部会長及び副部会長は本会議委員とする

※部会を代表して本会議委員以外が本会議に出席する場合はオブザーバー扱いとする

(部会報告及び意見を求められた場合の発言のみ)

※部会での議論、本会議での報告、本会議意見の部会へのフィードバック の徹底

(部会においては、活動の成果の一つとして、具体的なテーマについての協議結果報告や提案などの取りまとめを行い、本会議で協議、承認等を行う。

熊本市障がい者自立支援協議会イメージ図

熊本市障がい者自立支援協議会

本会議(年4回)

補助対象相談支援事業者の中立性・公平性の確保のための処遇方策のあり方の協議

地域の関係機関によるネットワークの構築等

各部会の進捗管理・評価(検証)

障害福祉計画策定時の意見聴取

困難事例への対応のあり方の協議

地域の社会資源の点検及び開発

各種施策への提案+提案の施策への反映状況調査

当事者意見の積極的聴取

- 進捗状況の報告
- 困難事例の報告
- 地域的課題の提起(抽出)
- 検討結果の報告

等

- 進捗状況の管理・評価
- 困難事例の共有・検討
- 地域的課題の対応策の検討依頼
- 検討結果の報告内容の協議・承認

等

専門部会(毎月など)

就労部会

子ども部会

くらし部会

相談支援部会

精神障がい者
地域移行
支援部会

「難病」、「発達障害」等制度の谷間にある方に対する課題等についても各部会で取り扱う

熊本市障がい者自立支援協議会 部会運営に関するアンケート まとめ

1 現在参加されている部会はありますか。(複数回答可)

- | | |
|--------------------|-----|
| (1) くらし部会 | 8名 |
| (2) 子ども部会 | 8名 |
| (3) 就労部会 | 7名 |
| (4) 相談支援部会 | 10名 |
| (5) 精神障がい者地域移行支援部会 | 4名 |
| 参加なし | 4名 |

2 今後部会にて取り扱うべき課題や事柄等がありましたら、理由や背景、最終目標等を含め具体的にお書きください。

○くらし部会に関する意見

くらし部会において、身体障害者の日常生活を今以上に充実する為に何が問題でどう改善すれば良いのか、又何が不足しているのか、だからこのようになれば、日常生活動作(ADL)や生活の質(QOL)が高まるという議論の結論を文書にして協議会に提案して議論をする。

これをくらし部会に差し戻して再度議論させて結論を協議会に再び提案して議論して、くらし部会に戻す。

議論後くらし部会で決定したものを協議会に諮り議決されれば協議会の結論となります。議長は運営を一部間違えている。

○子ども部会に関する意見

① 障害をお持ちのお子さんは、特別支援学校では、部活動がほとんどない。バス送迎もあり、学校から帰宅する時間が早い。校区の特別支援学級在籍児でも、学校の部活は、楽しんで、あるいは一生懸命真剣になり頑張り、張り合いが見つけられるという参加が難しい。このため、帰宅してからの余暇活動への期待が大きい。

また、長期休みなどの生活の送り方も家族の大きな悩みの一つとなっている。放課後等デイサービスで、学校の育成クラブでは、人数が多くて落ち着かなかったり、不適応を起こさず預かってもらうことが、難しいこどもが増えてきていることでも推し量れる。学校の長期休みでは、サマーホットクラブもあるが、まだまだ、希望日の受け入れが難しい。

今までの調査では、条件が整っている家庭では、スポーツや文化活動を外部の事業所を、費用を払って利用し参加しているお子さんがいる一方で、暇を持て余すわが子を見て、焦り戸惑う家庭もある。どんな余暇活動があり、どのくらいの費用で利用できるのか、子どもの生活に変化と意欲や興味を豊かに広げ経験させてやれるかを知りたいと思う親御さんは多い。

そこで、余暇活動に関する紹介・情報集を作りたい。費用の関係で、ペーパーにすることは難しいと考えるので、費用を抑えた方法を考えたい。

② 今後、各区ごとに様々なネットワークができていくと思われる所以、今の段階での、各区のこどもに関する社会資源や福祉情報、教育、医療などの情報整理をし、各区ごとの情報集約がなされるときの下地になるものができるとよいと思っている。これもまとめの方法は①と同様。

③ こどもの最近の問題の多くは、発達障がい児への様々な場面状況での具体的対応と、それを取り巻く子どもや家庭・地域への啓発と理解を進め、みんなが納得できる支援を構築するかということであり、子どもも、幼児期、学童前期、学童後期、中学生、高校生、就労や大学への移行期と年齢が進むにしたがって年齢としての発達による課題と問題の現れ方や対応が変わることです。この点が大人とは大きく変わります。

個人的希望になってしまいますが、一概に「こども」と言っても、乳児～18歳までと幅広く、保育・療育・教育・就労など障がい種別はもとより、成長の過程によっても課題が異なる。参加者も多職種でそれぞれ抱えている課題が異なるため、どこに焦点をあてた方がよいのか懸念されるところ。できれば一度多圏域、他県がどのような内容のこども部会にしているのか調べてみたい。

障害児に関する関係各所から来ていただいてこれまで、お話をいただいているが、実際に支援の現場に出向いたことがないので、見学できるところがあれば、視察に行ってみたいと思っています。
実際に見て、話を聞くことによって、課題が見えてきたりするのではないかと考えます。

○就労部会に関する意見

就労部会では、第1回目の就労部会で、参加者の方々より、それぞれが現在抱えている課題や今後のニーズについての意見交換を行いました。

運営委員会で、参加者の方々からいただいたご意見を整理し、今年度、取り上げていくテーマを検討します。
その後、2回目の部会で取り上げたテーマに分かれて目標を掲げて作業に取り組んでいく予定となっております。

(現在挙げられている課題:①医療機関との連携、②教育機関との連携、③A型サポート委員会の継続、④就労支援のスキルアップ研修、⑤困難事例のケース検討、⑥共通のアセスメントシートの作成 など)

○相談支援部会に関する意見

新規相談支援事業所が増え、スキルに非常に大きなばらつきがある。また、一人～少人数の事業所が多く孤立した状態で問題を抱えこんでしまうケースも多い。

毎回のミニ研修を通じた、基本的な情報・スキルの強化と共に、今年度よりいくつかの班に分かれ作業を行うことについている。作業自体の目的もあるが、作業を通して主体的に参加、交流を図ることにより、連携・連帯感の強化を図り、将来的には熊本市全体で有機的な相談支援のネットワークを構築したいと考えている。

計画相談対応可能な事業所の把握と連携体制。

26年度から相談支援部会では、4班のグループで具体的な課題を検討することになりました。

現状分析班で、計画相談の受け入れ状況などを把握できるように取り組む予定です。

計画相談支援や障害児相談支援について、開始から1年半経ったため見直しをする時期に来ているのではない
かと思います。サービス利用がスムーズに引き受けられずに利用者がたらい回しになっているのではないかということや、精神障がいの方の場合で言えばすぐにサービス利用ができないことでモチベーションを保てず利用開始とな
っても継続することができなかつたりすることもみられています。相談員や事業所の数が少ないことも大きな要因か
と思いますが、他の方法で何か手立てはないか検討する必要があるのではないかと考えます。

サービス利用計画作成の現状と課題について整理し対応策等を検討して欲しい。また、サービス利用計画が真にサービス利用計画である為にも、現行の熊本市の支給決定基準の取り扱いに関しても再度その取扱いに関して見直しをして頂きたい。

○精神障がい者地域移行支援部会に関する意見

精神障害者の地域移行については、関係者が様々な方途で取り組んできたと思いますが、成果としては今一つだと思います。この辺で、関係者だけでなく、様々な立場からの評価や意見を頂ければと思います。そのため、全体会議、もしくは、なるべく第三者的立場の方々で、評価や問題点の洗い出しと、今後に対するご意見を頂戴できればと思います。

この問題は、受け皿が出来ないと無理だという意見もあり、確かにそれもあると思いますが、待っていては、いつになるか分かりません。自立支援協議会としての意見を出し、施策に反映させて欲しいと思います。

○その他

部会を開催するにあたり、これまで福祉サービスを利用される当事者に焦点が当てられておりましたが、今後は、現場の専門職や行政窓口の業務に視点を変えてみてはいかがでしょうか。
地域福祉、地域移行支援の窓口として相談支援事業所等の必要性は疑う余地はありませんが、福祉施策の転換や、マンパワー不足により事業所自体の存続が危ぶまれています。
実現可能な福祉サービス提供体制の構築を、社会資源全体の課題として検討していきたいと思っています。

急性の進行性の難病について、困難事例としての扱いだけではなく制度の課題として検討していく必要があると考える。
進行が早く、障害程度区分やサービス支給量(居宅介護や重度訪問介護といった在宅支援)の変更等が時間的に追いつかない状況や、やもすると障害が重度化することを見越して、安易に入所系サービスを考えてしまいがちのプランうい作ることに対する共通認識を、くらし部会の中でも確認する必要があるかと考える。

現在は、各部会が主体的に活動していると思います。
本会議からのテーマがあれば各部会で取り組む必要は当然あると思います。

本協議会と部会に参加して、1年が経過した。参加して感じたことは、「指定相談支援事業所」と他の構成団体との間の障がいへの関わり経験の差についてである。
相談事業者は、制度上まだ新しく、職員も若く経験もこれからという方が多い。事業所として、これからに期待したいと思われたところがある。そこで、H25.11.15の協議会で提出された「障がい者に対する相談支援体制の重点化について」に関心を持っている。
3障がい+難病等を対象とする上では、事業所の母体等からの強み弱みは極力平準化されなければならない。相談支援専門員のスキルアップが望まれるところで、相談支援部会に期待したい。
サービス事業者や障害者団体(難病を含む)が望む課題も、その間にいる相談支援事業所の機能強化にあるのではと感じている。

65歳到達時点での介護保険制度及び障害者福祉制度の相互利用等のあり方について(利用者さんに選択権があると思います。制度では介護保険優先ですが…)

障がい者が地域で自立した暮らしを過ごすためには、大人になってからの支援だけでは不十分です。幼少期から、周囲の正しい理解と適切な支援を受けていることが極めて重要だと考えます。そのためには、学校現場における「障がい(者)理解」が不可欠です。すなわち、「福祉」と「教育」の徹底した連携です。「くらし」「子ども」「就労」の各部会では、今後、市教委と協調して課題に取り組む活動を取り入れていって欲しいと思います。

現在、福祉サービスの対象となる難病の範囲は131疾患です。新たな難病対策は、4月9日に衆議院で審議入りした「難病の患者に対する医療等に関する法律」(平成27年1月1日施行予定)が4月末にも公布予定であり、将来的に300疾患へ拡大することは既に公表されています。
さて、熊本県内の難病患者の平成26年3月末数で14,149人。県では、2倍(300疾患)の30,000人と推定しています。厚労省は、難病患者で身体障害者手帳取得者を21%と公表しており、更に就労可能者は全体の50%と推定。手帳取得者のうち未利用者と軽快と増悪の繰り返し者を潜在的な認定対象者を約25%の7,500人と見込むことができます。

根拠は、一番重症な場合を想定して元気なうちに認定を受けておくことが、突発的な不測の事態に備えるためです。(参照:難病患者の程度区分認定マニュアル)

よって、熊本県登録難病患者の3分の2は熊本市民 5,000人。このうち10%が利用するとすれば500人の対応が必要と推定されます。相談窓口の対応<マンパワー>の確保は喫緊の課題だと思います。

- 3 平成25年度より部会構成を上記の5部会に改組したところですが、平成25年度第4回自立支援協議会本会議(平成26年2月21日開催)にて、難病や発達障がいの方等の手帳を持たない方への支援について検討する部会が必要ではないかとのご意見がありました。つきましては、平成26年度以降の部会の構成等についてご意見がありましたらお書きください。

○必要に応じて新たな部会を設置するべきという意見

自立支援協議会に参加している区分(相談、サービス事業者、保健・医療関係、学校・教育関係、企業・雇用関係、福祉施設等、障害者団体、学識経験者、市長が認める者)それぞれにおいて、その分野における課題を本会議に提出する。それを検討、解決していくのが各部会の役割とした時に、今の構成で不足するのであれば、見直しが必要だと思います。

難病や発達障害の部会は必要だと感じています。

○新たな部会を設置した場合の体制に関する意見

難病関係の部会を立ち上げる場合は、難病医療連絡協議会等の協力を得て、構成員として出席をしていただく必要があるのではないかと考えます。

私が要望したものです。段階的には、質問2の課題の対処。支援区分認定における事例の収集と解析。次に難病者を対象に含めたアンケート調査の実施と整理。県のデータとのすり合わせ。(又は、すみ分け)

○既存の部会で検討していくべきという意見

新たに部会を作っていくことについては、現在の状況では相談支援事業所の負担が大きすぎて困難と考える。現在の部会の中で検討できる体制を取っていくことで対応ができるのではないかと思う。約1年間、その形態をとってみてどうか検証し、部会の構成については、改組を含めて議論を積み重ねてみてはどうだろうか。

部会数が多くなると、相談支援事業所にとって、時間を多くとられ、負担が大きくなるのではないかと思います。そうなると、今まで同様、相談件数として多い、就労や暮らしの直面する問題への情報収集に役立つ部会への参加が多くなり、そうでない部会は少人数となるというばらつきが大きくなるのではないかと思います。

議論は、ある一定の人数がいないと深まらないこともあります。部会を増やすというよりは、発達障害や難病の当事者代表の方は、くらし部会や就労部会、こども部会などにお入りいただき、具体的な検討に加わっていただくことが良いのではないかと思います。

各々の部会での討議の中で、個々の問題に対して、発達障害や、難病では、他の障がいの方への支援に加えて、障害の特性からどのような支援やサービスを加えたり、新たに作り出したり、配慮を行うことが必要かということを積極的に発言していただくと、他の事業所の方にも、具体的に、何をどう考えていく事が必要かということが理解でき、障害特性に対しての理解もでき、啓発もでき、学び合いができるのではないかと思います。

精神障害者地域移行支援部会以外は、特段障がい種別を問わず運営されているため、「手帳を持たない方への支援」として、いずれかの部会での取組をされてはどうでしょうか?部会数が増えると部会への参加自体も時間を確保するのが難しくなってくるのではと思います。

難病や発達障がいの方等の手帳を持たない方への支援の重要性は、十分承知しているところですが、新たな部会の立ち上げについては慎重を期すようお願い致します。

可能な限り、既存の部会で討議、もしくは検討を希望いたします。

当事者部会の設立が必要と考えます。支援する側と支援を受ける側のニーズやケアのミスマッチだけでなく、当事者である存在を支援の仕組みの中に取り入れることが重要であると考えます。

精神のピアサポートだけでなく、発達障害や難病、身体障害や知的障害の当事者が熊本市の自立支援協議会の中の運営に関わるだけでなく、支援の現場の中にも位置づけられることがとても重要と考えます。

意見として、難病や発達障がいの方等の支援については「くらし部会」で検討するのが適当だと思います。難病の方は身障手帳や精神保健福祉手帳(二次障害)、発達障がいの方は精神保健福祉手帳(二次障害のうつ病等)や療育手帳などを取得されていることがあります。そのような方たちは障がい福祉サービスの利用には繋がっていることが多いのではないかでしょうか。

たとえ難病の方で手帳がなくても、「特定疾患」の受給者証などを示せばサービスは利用可能となっています。公的サービス以外の、「生活のしのぎ」「人とのかかわり」「地域生活の充足度」「将来への不安」など個々様々な問題があるのではないかと察します。

部会を今以上に増やすのではなく、「生活上の困難」は「くらし部会」で検討していけたらよいと思います。

現在の5部会、全部に参加出来ない状態で、これ以上部会が増えても参加することは難しいと思います。

難病の方や手帳未所持の方への支援について議論や現状の把握をする事は大切な事だと考える。しかし、それを部会として立ち上げる事に関しては十分な議論が必要だと感じる。それは決してそれらの方々を軽んじている訳ではなく、現在ある部会の方で、それぞれにそれらの方々への対応も意識した検討をなされた方が有益な印象を受ける。相談支援事業所の視点から見ると、今現在でも日々の業務とそれに付随する業務に忙殺されるなかであってもその部会を立ち上げる必要性が高いのか？という事に関しては疑問を感じる。仮に立ち上げるという事であれば、現行の部会長・副部会長は自立支援協議会に参加する相談支援事業所をという事も一つネックになっている印象がある。

難病、特に患者数の多い潰瘍性大腸炎やクローンと言った疾患では、若い世代の人が多く、就労や結婚の問題など、生活やメンタル面のサポートを必要とするケースが多いと思われる。それらの課題や問題に対し、患者会など難病・疾患団体、行政等において対応されてきているところである。

本協議会の構成員の中で、難病等手帳を持たない方も対象範囲になったことを再認識したうえで、協議していくことがまず大切だと思う。

その上で、対象者の声を反映していくために、単独の部会を設けていたらそれに越したことはないが、部会が増えるのも運営が大変となる。患者等が抱える問題や課題を認識してもらい、スムーズに障害保健福祉施策が利用できるようにするためにには、構成員（部会員を含む）の中で声を発していくことが大切だと思う。

課題を整理すると、今の部会の中で対応できるかと思われる所以、難病や発達障がいに関わる方に、各部会に就任していただくことで対応できるのではないかと思う。

難病や発達障がいの方への支援は、就労、くらし、子ども等、どの部会にも関わることなので、既存の部会の中で、そのような視点でも取組を進めることで解決できるのではないかと思います。

「その他」といわれる障がいについて、就労や福祉サービスの利用等、現在の課題や今後のニーズを話し合う部会は必要だと考えます。

相談支援部会を核とした、更なる4部会、そして難病、発達障がいの方等の支援のあり方を考えるスキームづくりが重要と考えます。

問題提起のたびに幾つ部会を増やすつもりですか。

このことは議長の裁量と誘導でよろしくできると思う。

まずは、相談支援事業所担当者の身体（肢、視、ろう、内部）、知的、精神、難病・発達障がい等に対応できる研修と資質向上をしていただきたい。

確かに難病や発達障害の方々の困り感は大きく、部会は必要だと思う反面、部会が増えすぎて、参加する方々の負担も多くなるのではないかと思いますし、既存の部会の中で、対処できる部分ではないかとも思っています。

「手帳を持たない」方への支援のあり方を、「熊本市障がい者自立支援協議会」の部会の一つとして検討することは、行政が「公助」より「自助」「共助」を求める時代の中で、極めて意義のあることと考えます。マンパワーの問題もあるかと思いますので、くらし部会、就労部会を中心に再編を検討してみてはどうかと考えます。

熊本の自立支援協議会には、子どもや精神障害者に特化した部会もありますが、これは特殊な理由があつてのことであり、協議会としての基本的なスタンスは、就労とか暮らしという風に、障がい別ではなく、どんなニーズがあり、それに対してはどんな支援が必要なのかという、どちらかというとインクルージョンの考え方によるものだと思います。

従つて、委員に発達障がい関係の方や、難病関係の方はご参加いただきたいですが、構成としては今の部会の中で考えていくべきだと思います。そして、委員の方に一年間参加して頂く中で、考えて行った方がいいと思います。

○既存の部会の体制に関する意見

構成員は今までいいと思いますが、行政の職員の方はあんなに必要は無いと思います。発言もなくただ黙つて座っているだけの職員の方が殆どですし、他の仕事をされた方がいいと思います。

4 その他、部会運営についてご意見がありましたらご記入ください。

子ども部会に関しては、計画相談が入って間もなく、相談支援センターからの参加者は、障害児支援について、はじめの経験の方も多いので、障害児の支援を長年続けているサービス事業所の専門家以外は、今、まさに実際に相談を受けながら、勉強をされているという方が多いので、熊本市の障害児支援施策が、どのくらいのものなのか、また、どこに問題がある、どう改善したらしいのかなど、あらためて、共通認識を深めていかなければならぬと思っています。

相談支援事業所の相談件数が増えるにしたがって、制度の問題点や改善点が見えてくるのではないかと期待しています。

そのうえで、相談支援事業所からの参加者を中心にしたワーキンググループができればいいなと思っています。

部会によっては、各事業所の特性もあり参加数にバラつきがあるよう思います。できるだけ均等に配置し、全部会がバランスよく活動できればと思います。

部会の必要性については当事業所でも感じておりますが、部会へ参加するための日程調整が困難となっており、通常業務にも支障が出始めているところです。

部会運営につきましては、行政・出席事業所との協議を重ねることでより効果的な部会の在り方を模索できればと思っております。

熊本市における相談支援事業の行方は心配しているところです。

ぜひ相談支援部会からあげられた要望など、現場の声を市政に活かしていただきたいと思います。

一部の事業所に負担がかかり過ぎないように(それ以外の事業所がお客様状態にならないように)。「宿題」が極力ないように、通常業務への負担が増えないように配慮しています。

部会で協議して成果物がいくつかあるが、現行予算がないため、それらを製本・印刷等することで頭を悩ます場合がある。可能であれば必要なものに関しては予算措置ができるよう来年度は検討頂きたい。

自立支援協議会委員が、各部会の部会長・副部会長となっていますが、主に支援専門員以外の人が委員の事業所は部会長・副部会長になれないため、負担が大きい事業所があると思われます。

自立支援協議会本会議の委員について、当事業所にも委員を委嘱されていましたが、平成25年度の出席は1回のみでした。本会議には各部会から部会長と副部会長の出席だったので、委員の委嘱も部会からの推薦で行ってはどうかと思います。

障害者支援の基礎になると思われる子ども時代の支援に関わりたくて、子ども部会を選択した。看護協会を母体に、どのような役割を果たしていかなければならないか模索して参加しているが、本会議ではなかなか発言の機会がない。部会があることで、発言の機会や看護協会との繋がりを再認識している。

協議会構成の保健・医療関係が熊本県看護協会だけになっているが、医師会からの参画も必要ではないだろうか。過去に参加されていた経緯があるのかどうか?

自立支援協議会本会議の事務局会議では、本会議についての内容を検討するだけでなく、各部会の意見や要望等が行政機関へ反映していくための検討する場としての機能があつても良いのではないかと考えます。

部会はいうまでもなく熊本市障害者自立支援協議会設置要綱第1条(設置)、第7条(協議事項)、特に1項2項を遵守、又は準じた活動をしてほしい。

精神障がいにばかり力を入れて、身体障害が置き去りにされている思いは払拭できない。

指定事業者15事業所の内、主に身体障害対応が1事業所ではありませんか。

会長(議長)は予断なく熊本市障害者自立支援協議会設置要綱第1条(設置)、第7条(協議事項)、特に1項2項を遵守した協議会運営(会議の運営、進行)に努めてほしい。

また、遵守するように障がい保健福祉課は会長を指導してほしい。

平成27年度協議会委員の選任に際しては、学識経験者において社会福祉学の教授にしてください。
少なくとも現状のままでは協議会において成果を期待することは、身体障害者の代表(肢体、視覚、ろう、内部)として望めません。

つまり会長の更迭を希望します。

熊本市身体障害者福祉協会連合会に「相談支援事業者」に指定していただきたい。常に600名の身体障害者に対して支援することができます。

本気で検討してくださいね。以上

各部会が、本会議に挙げて検討してほしいと考えている「課題」が、具体的にどういったものなのか、本会議の委員の多くがなかなか把握しきれていないのではないかと感じます。

本会議が年に4回しかないのであれば、相当手際よく「課題」についての議論を行わないと、「改善」や「提言」といった形にまでもっていくことは難しいように思われます。

委員長や事務局の皆様方が、いまの施策等に対して、本当に「改善」や「提言」などを行っていきたい（行うことが本会議の本来の役割である）、と考えているのであれば、各部会の「課題」と、本会議で検討すべき「ポイント」を、具体的に分かりやすくまとめて、各委員へ通知して欲しいと思います。

少なくとも次の本会議の1ヶ月ほど前に届けていただければ、各人が所属する機関や団体の意見としてまとめることが可能で、本会議における「その場での思いつき発言」を極力排除できると考えます。

さらに、本会議で出された「改善」や「提言」が、「結局どうなったのか」「その理由は何だったのか」までをきちんと検証することが、この協議会の役割だと明確に位置づける必要があるかと思います。

とてもがんばって居られます。自立支援協議会の意見が、熊本市障害者施策推進審議会へどのように反映されるのかをお示しください。